

令和8年5月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和8年5月27日 午後1時30分	
2. 場 所	松浦市文化会館 小ホール	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊟欠席 ㊟遅刻 ㊟早退)	
○ 1番 宮本 国男	○ 2番 瀬川 靖典	○ 3番 松本 由美子
○ 4番 末武 章	○ 5番 引地 国弘	○ 6番 大石 恵子
○ 7番 武部 利弘	○ 8番 崎村 康子	○ 9番 前田 秀一
○ 10番 宮本 章	○ 11番 坂本 康弘	㊟ 12番 濱崎 稔
○ 13番 久保 繁徳	○ 14番 大田 重敏	㊟ 15番 野中 孝
○ 16番 金子 秀幸	○ 17番 山内 重年	○ 18番 須藤 正文
○ 19番 佐々木 龍二		
出席農業委員数	17名	在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
㊟ 川久保 稔美	㊟ 山下 勝美	○ 松本 美徳
○ 山口 信也	㊟ 前田 将直	○ 松本 伸雄
○ 松尾 茂	○ 紙本 政信	○ 山口 康明
	○ 松瀬 竹虎	○ 長谷川 壽幸
	○ 徳田 詳吾	○ 新見 哲也
	○ 松本 覚二	○ 高田 良彦
	○ 小林 重喜	㊟ 渡口 学
		㊟ 松崎 美喜雄
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局長 金子 恵子	次長 田畑 徹二	係長 桃田 忠邦
主事補 川崎 涼	主事 池 洗彦	
7. 議 長	佐々木 龍二	
8. 議事録署名委員の指名		
13番 久保 繁徳	14番 太田 重敏	

【事務局長】

皆様こんにちは。農繁期の最中でお忙しい中にも関わらずご出席いただき有難うございます。定刻となりましたので只今から令和8年度第2回目となります5月の農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願ひ致します。本日の欠席委員さんは農業委員12番濱崎委員、15番野中委員、推進委員1番川久保委員、2番山下委員、8番前田委員、12番渡口委員、18番松崎委員です。農業委員会等に関する法律第27条第3項規程の過半数以上が出席していただき定足数に達しておりますので総会が成立していることをご報告いたします。それから先週の19日と20日の2日間、平戸市で開催されました県内21市町農業委員会会長及び事務局長研修会に佐々木会長と私で出席して参りました。その中で令和8年度の最適化推進に関する活動目標の設定について長崎県農業会議よりご説明がございました。農業委員さん、推進委員さんの皆様にはお願ひばかりで大変恐縮ではございますが引き続き目標達成に向け皆様のご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。お手元にですね、その資料を配布していますので、詳細につきましては協議事項の時にご報告させていただきます。それでは佐々木会長のご挨拶をいただきまして総会に入らせていただきます。

【会長】

あらためましてこんにちは。昨日は久しぶりに本降りの雨が降りました。田畑を潤す恵みの雨だったのではないのでしょうか。いよいよ5月末を迎え来週からは6月です。この時期は新緑と新茶の季節です。緑色のお茶を緑茶と言いますが、この漢字2文字は新緑の緑、新茶の茶でもあります。また、緑色と茶色という色の組み合わせも示しています。皆さんご存じのように緑色は目の疲れを癒しリラックス効果があると言われていています。一方、茶色は土や大地を連想させ緊張をほぐしホッとするような安心感をもたらすそうです。この心に優しい緑色と茶色の環境の中で農作業ができる農業者の方々や、日々、農地の見守り活動を行う私たち農業委員、推進委員は恵まれているかもしれません。先日、テレビを見ていたら福岡県のお茶、八女茶が紹介されていました。その中で八女茶の甘さは土の柔らかさで決まると生産者の方が話されていました。茶色の柔らかい土作りが緑色の美味しいお茶作りの要、土台になっていると言えます。ここで、報告が2点あります。1点目は全国農業新聞の普及推進に関して松浦市農業委員会が全国農業会議所から表彰を受けたことです。長崎県内の他の5つの市の農業委員会と共に受賞しました。昨年の購読料引き落としに関する対象者50人のリコーリースへの切り替え手続きで購読中止の申出が少なかったことが功を奏したようです。各委員さん方のご尽力のおかげです。2点目は去る5月15日発行の全国農業新聞の全国版に松浦市農業委員会の所有者不明農地対策や農地集積の取り組みが掲載されたことです。頼れる農業委員会を目指して活動という見出しで大きく取り上げられていました。これも各委員さん方と事務局職員の皆様のご努力の賜です。心より感謝申し上げます。早速、新聞記事を見て鹿児島県の薩摩川内市の農業委員会より今年の11月に研修訪問をしたい旨の依頼がっております。以上2点報告でした。それでは本日の総会宜しくお願ひ致します。

【議長】

それでは議事録署名人の指名に移ります。農業委員13番、久保委員、同じく14番、太田委員にお願いします。続きまして報告事項に移ります。議案書1ページから2ページ、農地法第18条第6項の規定による通知合意解約、農地法第3条の3の規程による届出相続及び提案事件の集計表について事務局の説明をお願いします。

【事務局】

それでは、報告事項についてご説明いたします。議案書の1ページから2ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知合意解約でございます。6件ございます。1件目です。貸し人、佐世保市江迎町末橘■■番地■■■■氏と借り人、御厨町高野免■■■■■■■■■■氏との契約については農業経営基盤強化促進法による相対契約となっております。農地の表示は御厨町高野免字杉山■■番の畑、1654㎡です。この度、貸し人の都合により解約となっております。2件目から6件目までは、農地バンクと貸し人の契約の解約となっております。農地の表示は

2件目の御厨町西田免字江湖田■■■■から6件目の江湖田■■■■までの田10筆、合計面積11391㎡です。この契約については以前、農地の借り人であった■■■■氏が体調不良により解約となっていた農地で、その後2年間程度、耕作されずに農地バンクの中間保有状態となっていました。この度、新たな借り人が現れたことから、これまでの農地の貸し人である■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏と農地バンクとの契約をいったんすべて解約することになったものです。この農地については、後の議題にあります農用地利用集積等促進計画の要請の中で新たに農地バンクを通じた貸し人と借り人の契約を結ぶ予定となっております。

次に農地法第3条の3の規程による届出相続でございます。3件ございます。1件目です。被相続人は志佐町里免■■■■■■■■■■氏、相続人は兵庫県川西市西多田■■■■■■■■■■氏です。農地の表示は志佐町里免字江口山■■■■から志佐町浦免寺田■■■■までの田1筆、畑3筆計4筆の合計面積は7025㎡です。被相続人の■■■■氏は令和7年2月19日に亡くなられ、相続人の■■■■氏が令和7年10月29日に相続登記が完了したということで、令和8年4月16日付けで届出があり、5月8日に受付をしております。2件目です。被相続人は志佐町里免■■■■■■■■■■氏、相続人は東京都葛飾区宝町1丁目■■■■■■■■■■氏です。農地の表示は志佐町里免字辻ノ尾台■■■■の畑、320㎡です。被相続人の■■■■氏は令和7年2月19日に亡くなられ、相続人の■■■■氏が令和7年10月29日に相続登記が完了したということで、令和8年4月16日付けで届出があり、5月8日に受付をしております。3件目です。被相続人は志佐町里免■■■■■■■■■■氏、相続人は佐賀県伊万里市大坪町乙■■■■■■■■■■氏です。農地の表示は志佐町浦免寺田■■■■の畑、508㎡です。被相続人の■■■■氏は令和7年2月19日に亡くなられ、相続人の■■■■氏が令和7年10月29日に相続登記が完了したということで、令和8年4月16日付けで届出があり、5月8日に受付をしております。

最後に提案事件の集計表です。この後の付議事項で審議いただく内容となっております。農地法第3条の所有権移転が1件、農地法第5条の転用関係が5件、証明関係が1件、農用地利用集積等促進計画一括方式の要請分が21件、内6件が農業委員関係分です。荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてが6筆分ございます。また、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況、非農地証明事務取扱基準（案）、最後に農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議がございます。私からの説明は以上でございます。

【議長】

事務局の説明が終わりました。各委員さんから只今の報告について何かございますでしょうか。無いようですので、報告どおりとさせていただきます。それでは付議事項に入ります。3ページ議案第21号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第21号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてです。本件は農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可又は不許可を審議いただくものです。議案は3ページです。事件番号1です。譲渡人は星鹿町岳崎免■■■■番地■■■■■■■■■■氏、譲受人は星鹿町岳崎免■■■■番地■■■■氏です。土地の所在は星鹿町岳崎免字大牟田■■■■番 畑528㎡、星鹿町岳崎免字大牟田■■■■番 畑512㎡の2筆です。申請事由は双方で合意がなされ経営規模拡大のため売買による所有権を移転を行なうものです。■■■■氏は認定農業者ではありませんが、野菜や果物を精力的に耕作されております。農業従事者は2名、農業従事日数は年間150日であり、その他農地法第3条第2項各号に該当しないため許可相当と考えます。以上、ご審議をお願いします。

【議 長】

ここで地元委員さんのご意見を伺う予定でしたが、予定していた推進委員1番の川久保稔美委員が本日欠席ですので、事務局が代理で説明を行います。

【事務局】

本日、地区担当委員である川久保委員が欠席されていますが、事前に意見をいただいておりますので私から説明いたします。■■■■さんご本人からも話が川久保さん本人にあり、確認した結果、許可相当と判断することでした。以上ご審議をお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。事件番号1番について事務局の方から説明がございました。各委員さんからのご意見はございますでしょうか。はい、無いようですので、議案第21号農地法第3条の規定による所有権移転の許可につきましては、申請のとおり決定することといたします。

続きまして4ページ、議案第22号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第22号農地法第5条の規定による許可申請についてです。農地法第5条の規定による許可申請があったので許可相当であるか否かを決定するものです。事件番号1～4につきましては同じ事業になります。まとめて説明いたします。関係資料を71ページから75ページに添付しております。譲受人は御厨町上登木免■■■■、株式会社■■■■、代表取締役■■■■氏です。譲渡人は御厨町高野免■■番地、■■■■氏、佐世保市天神4丁目■■■■、■■■■氏、御厨町高野免■■番地、■■■■氏、御厨町高野免■■番地、■■■■氏です。次に申請地は■■■■さん所有の御厨町高野免字丸久保■■番、田235㎡と御厨町高野免字下谷■■■■、田724㎡、■■■■さん所有の御厨町高野免字丸久保■■番、田137㎡、■■■■さん所有の御厨町高野免字丸久保■■番、田1598㎡、■■■■さん所有の御厨町高野免字丸久保■■番、田156㎡、計5筆になります。農地の区分は土地改良事業の行われていない小規模の農地の為、第2種農地です。代替地が無い場合に許可となる区分です。転用の目的は売買により所有権を移転し、トレーラーハウスホテル用地、来客用駐車場及び展示スペースとして利用するものです。土地利用については縁石をしてL型を入れ1m未満で盛土をする予定です。排水については雨水排水は自然流下、汚水及び生活雑排水や下水は合併浄化処理槽で処理をし既存の水路へ放流とのことです。営農への影響ですが、隣接する農地への道や揚水は確保されるため営農に被害を及ぼす恐れはなく何ら問題はないと思われま。許可相当と考えます。事件番号5です。関係資料を76ページから81ページに添付しております。譲受人は志佐町里免■■■■、■■■■株式会社、代表取締役■■■■氏です。譲渡人は御厨町前田免■■■■、■■■■氏です。申請地は御厨町前田免字有畑■■■■、畑824㎡です。農地の区分は土地改良事業が行われていない小規模な農地のため第2種農地です。代替地が無い場合に許可となる区分です。転用の目的は売買による所有権を移転し、資材置き場として利用するものです。土地利用については0.8mほど盛土する予定です。隣接する農地が無い場合被害発生への恐れは無いとのこと、排水については雨水排水は水路放流、汚水及び生活雑排水や下水は発生しないとのことです。営農への影響ですが周りに隣接する農地が無い場合被害を及ぼす恐れは無く何ら問題は無いと思われま。許可相当と考えます。以上、ご審議をお願いします。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。事件番号1番から4番について、現地を確認された委員さんのご意見をお願いします。農業委員7番、武部委員お願いします。

【武部委員】

農業委員7番、武部です。今月の20日の日に桃田係長さんと川崎さんと農業委員の大石さんと4人で巡回して参りました。この場所につきましては、■■■■海水浴場の近くにある(株)■■■■さんの保養地として建てる予定地のすぐ手前の国道横で、上から見ると藪みたいになっている所で一か所だけ稲を作った所があるみたいでしたけど、その下の方でほとんど影響ない所でその用地をまとめて(株)■■■■さんがまとめて取得するんですけども、そこを整備して展示場兼来客者の駐車場ということで一括してしたいという事です。今、現に水路等も詰まったりしてる所があってですね汚水の処理についても今回の工事できれいになって環境も見たい目も良くなるんじゃないかなと思っております。状況から判断しても今のまま農地として何も手を入れないよりも、このほうがよっぽど地域の為になるんじゃないかということで適当と判断しとります。それと5ページの久建設さんの資材置き場の件でございますが、図面に出てるんですけども、今まで借りてある所の隣の隣接地に資材置き場を増設したいという所でございます、77ページですね、すみませんそこが■■■■という地番の所がですね新しく申請地となっておりますが、その図面で言うと下側の方に地籍調査の杭が打ってありまして、若干そこに土砂がという所で切土をしてそこを整備して畑の高低差がありますのでフラットにして砂利を敷いて使いたいということです。周りには道と原野等しかありませんでしたので隣接地の方の同意を得たということでございますので、何ら問題ないと判断しとります。以上です。

【議 長】

ありがとうございます。それでは地元委員さんからのご意見を伺いたいと思います。まず、事件番号1番から4番について、農業委員4番、末武章委員お願いします。

【末武委員】

はい、4番末武です。事務局それと武部委員さんから話があったとおりですね、私も先日、事務局と一緒に現地を確認しました。説明があったとおりですね、■■■■さんが計画されている所ですが、雨水それから雑排水も適正に処分されるということと、真ん中に赤道が通っております。赤道についてもその奥に一筆水田を作られるようになってるんですが、そちらの方も用排水路がありますし、国道よりも一段低い所になるので盛土をされるんじゃないかなというふうな心配もあつたんですが、赤道に沿って1メートル未満の盛土とそういう計画でありますので、問題ないというふうに思っております。以上、問題ないと思っておりますのでよろしくお願いします。

【議 長】

ありがとうございます。それでは事件番号5番について地元委員さんからのご意見を伺いたいと思います。推進委員6番、長谷川委員お願いします。

【長谷川委員】

はい、推進委員6番、長谷川です。5月20日に事務局及び農業委員さんと一緒に立ち合いました。現状のままで資材を置くということで、コンクリートもしないということで雨水とか排水も現状どおりでいいと思います。また、その下には貸し人の■■■■さんの畑がありますが、一応現状のまま水路の方に雨水排水はいつているので特別問題は無いと思います。

【議 長】

ありがとうございました。それでは事件番号1番から5番までを一括して審議いたします。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

無いようですので、農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して県に進達することといたします。続きまして6ページ、議案第23号非農地証明願いを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第23号非農地証明願いについてです。現況が非農地化し、かつ一定の条件に適合する土地については、農業委員会が農地法の適用の対象外であることを証明する非農地証明書を交付する事ができるとされています。交付の基準は長崎県農地転用事務指針に記載があり、農地法が施行された昭和27年10月20日以前から非農地であった場合、災害により農地への復旧が困難な場合、市町村が認める場合です。本案件は農地転用許可不要案件により非農地となったということで提出されたものです。位置図と字図を82ページから84ページに添付しております。申出人は志佐町浦免■■番地 ■■■氏です。申請地は志佐町浦免字住吉新田■■■、畑407㎡です。申請地の現況はスライドをご覧ください。スライドは最後に用意します。現地調査は5月20日に行いました。周りが砂利や小石で埋め立てられており近隣に農地はございません。非農地となった経緯ですが令和2年度3月1日から市の公共事業において申請地が事業の為の駐車場用地として使用されたとのことです。非農地証明交付の要件確認ですが令和2年3月1日に市の事業が行われていたことも確認できておりますので、申出のとおり非農地証明を交付して差し支えないものと考えます。以上、ご審議をお願いします。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。それでは事件番号1番について現地を確認された委員さんのご意見をお願いします。農業委員6番、大石委員をお願いします。

【大石委員】

農業委員6番の大石です。5月20日に事務局と武部委員とで現地を確認してきました。農地の立地や条件を確認しましたが営農を目的とした農地への復旧は難しいかなと思いました。皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。続きまして地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。推進委員7番、山口信也委員をお願いします。

【山口委員】

推進委員7番、山口です。只今事務局から説明があったとおりで特に問題ないと考えますのでよろしくお願ひいたします。

【議 長】

ありがとうございました。事件番号1番についてお二人の委員さんから説明がございました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

無いようですので、議案第23号非農地証明願いについては非農地証明を交付するものいたします。続きまして7ページ、議案第24号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。それでは事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第24号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてご説明いたします。議案書は7ページから42ページをご覧ください。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものです。AToAの契約が1件、AToBの契約が14件の合計15件の計画となっております。最初に農地の出し手をまとめて一覧表に記載し、その後ろに農地の借り手ごとの経営状況等をそれぞれ記載していますので、権利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきますようお願いいたします。以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

【議長】

事務局からの説明が終わりました。ここでしばらく時間をとりますので担当地区分の資料のご確認をお願いします。

はい、それでは各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

無いようですので、議案第24号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請については、長崎県農業振興公社へ本計画を定めるように要請することといたします。続きまして43ページ、議案第25号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。なお、農業委員会法第31条に規定により農業委員本人、又は同居の親族に関する事項についてはその事項に参加することができないとなっていますので、ここで関係委員の退室をお願いいたします。農業委員8番、崎村委員、農業委員18番、須藤委員の退室をお願いします。

（委員退室）

それでは事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第25号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてご説明いたします。議案書は43ページから54ページをご覧ください。農業委員関係分となっております。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものです。AToBの契約が6件の計画となっております。最初に農地の出し手をまとめて一覧表に記載し、その後ろに農地の借り手ごとの経営状況等をそれぞれ記載していますので、権利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきますようお願いいたします。以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

【議長】

事務局からの説明が終わりました。ここでしばらく時間をとりますので、資料のご確認をお願いします。

それでは各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

はい、無いようですので、議案第25号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請については、長崎県農業振興公社へ本計画を定めるように要請することといたします。続きまして議案書55ページ、議案第26号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの

決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。スライドの準備を致しますのでしばらくお待ちください。

【事務局】

議案第26号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてです。非農地通知申出書の提出がありましたので、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するかをご審議いただくものです。前方にスライドを用意しています。番号1から6は隣接している為まとめて説明します。申出人は松浦市志佐町浦免■■■■番地、■■■■氏です。土地の所在は番号1が調川町下免字宇留戸■■■■、田1240㎡です。番号2が調川町下免字宇留戸■■■■、田59㎡です。番号3が調川町下免字宇留戸■■■■、田127㎡です。番号4が調川町下免字宇留戸■■■■、田108㎡です。番号5が調川町下免字宇留戸■■■■番、田1800㎡です。番号6が調川町下免字宇留戸■■■■番、田1653㎡です。現況地目はすべて原野ということでした。5月14日に現地確認を行いました。番号1から5は進入路が見つからずトラクターなどの農業機械を使用する事が困難で継続した営農が見込めない状況でした。番号6も雑木が生えており農業機械を使用する事が困難なため番号1から6は現況原野で非農地判断して差し支えないものと思われま。以上、ご審議をお願いします。先ほどの議案でありました非農地証明の対象農地ですね、スライドがございますので今からお見せしたいと思います。これが松浦駅になります。ここに■■■■整骨院があるんですがこの隣の土地ですね。町中にある農地です。ご覧のとおり周りが砂利や小石で埋められている状況です。また、近隣に農地はありません。

【議長】

事務局からの説明が終わりました。地元委員のご意見を伺いたいと思います。農業委員1番から6番について推進委員11番、高田委員をお願いします。

【高田委員】

推進委員11番の高田です。5月14日に現地の方、事務局と方々と一緒に見てまいりました。スライドで分かると思いますが、ほぼほぼ藪状態というかも長年作ってないんだというのが分かります。一番はやっぱり機械を入れる所をみんなで探してたんですが、いくら探しても入れられるような所は見当たらず段差がすごいあってですね、これはかなり厳しいでしょうねという話をしてまいりました。復帰は困難じゃないかなと思います。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。只今、地元委員さんからのご意見がございました、各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

無いようですので、議案第26号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定については非農地通知を交付することといたします。続きまして56ページ、議案第27号令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第27号令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について説明をさせていただきます。農業委員会等に関する法律等に基づきまして5月末までに総会において前年度の活動についての点検・評価を行いまして6月末までに公表することとな

っておりますので、これに基づき皆様にご審議いただくものです。まず、57ページなのですが農業委員会の昨年度の体制と農家・農地等の概要を記載しております。58ページからが最適化活動の実施状況です。まず、農地の集積につきまして目標の新規集積面積33ヘクタールに対し実績は22ヘクタールで目標に対する達成状況は95.3%でございました。実績の22ヘクタールは純粋な増加分で農地法3条による所有権移転、それから農用地利用集積等促進計画における担い手への集積分とこちらの面積の集計でございます。次に遊休農地の発生防止解消についてでございます。解消の実績といたしまして令和3年度に確認した緑区分の遊休農地1.1ヘクタールにつきましては残念ながら0、令和6年度に確認いたしました10.53ヘクタールの緑区分の遊休農地につきましては皆様の活動成果もございまして1.9ヘクタールの解消の確認ということでございました。ありがとうございます。次に、新規参入の促進についてでございますが、目標の貸付同意面積11ヘクタールに対し、実績は0.9ヘクタールでございました。こちらについては事務局からのお知らせ等も不足していた分もございしますので、今年度において積極的に情報発信したいと思います。最後に、最適化活動の活動目標です。60ページからになります。昨年度は1人当たりの活動日数を10日/月、としておりました。記載はありませんが、実績は8日でした。その他については記載のとおりです。61ページの中段下ですが、農業委員会の達成状況としては、各実績を最適化活動の通知に基づいて点数化し、目標に対して期待どおりの結果が得られた、との評語となっております。その下は、既にお配りしております各委員さんの活動結果を集計したものとなっております。62ページは事務の状況をまとめたものです。以上、記載のとおり点検・評価し公表することについて皆様のご審議をよろしく願います。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。各委員さんから只今の報告について何かございますでしょうか。はい、無いようですので、議案第27号令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については公表することといたします。続きまして63ページ、議案第28号非農地証明事務取扱基準（案）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第28号非農地証明事務取扱基準（案）について説明させていただきます。今月の総会の議案にもありましたけれども非農地証明書の交付については、現在、長崎県農地転用事務指針に基づいて審議いただいておりますが、農業委員会における基準を定めておらず、これまで限定的な取り扱いとなっております。このことから、64ページ上部の目的にありますとおり、農地法と不動産登記法との運用の円滑化を図るため、非農地証明事務取扱基準を定めるものでございます。記載の案については、全国的に基準を定めている市町村の農業委員会等でございますのでそちらのものを参考として作成した形になっております。証明基準は、64～65ページの（1）から（6）のうち、65ページ中段の2に該当しない農地を証明の基準として考えている次第であります。なお、（1）（2）は長崎県農地転用事務指針にある基準、（3）以降を農業委員会における基準として記載しております。手続きは、現在の非農地証明と同様に、所有者（登記名義人）からの申請を受け、現地調査、総会にて審議・決定という流れで行いたいと考えております。以上、簡単ですが皆様のご審議をよろしく願います。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。各委員さんから只今の報告について何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。無ければ議案第28号非農地証明事務取扱基準（案）については長崎県農地転用事務指針（非農地証明書交付基準）に基づき非農地証明事務取扱基準を定めることといたします。なお、施行日を令和8年5月27日といたします。かっこ案の文字の抹消をお願いします。続きまして69ページ、議案第29号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第29号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてということで説明をさせていただきます。昨年、他県の推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴、また事務局職員による不祥事を受け、全国農業会議所より毎年、法令遵守の申し合わせ決議を行うよう通知がっておりますので、それに基づき決議をお願いするものでございます。私の方で読み上げさせていただきます。

（申し合わせ決議の読み上げ）

【議 長】

事務局の説明が終わりました。只今の報告について何かございますでしょうか。

無いようですので、議案第29号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを決議することといたします。案の抹消をお願いいたします。

以上を持ちまして本日の付議事項について、審査決定いたしました。続きまして協議事項に入ります。事務局よりお願いします。

【事務局】

【協議及び事務連絡】

- ・令和8年度「ながさき農業委員会1・1運動」について
- ・農地パトロールについて（実施時期の確認）
- ・農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について（8月市報等で周知）
- ・農業委員会旅行について（運営委員会で検討）
- ・配布物について（相続登記の義務化、ストップ遊休農地、図書目録）
- ・農地バンクへの契約更新での注意事項（物納の取扱いができない）
- ・視察研修受入対応について（各委員の同席も）

【議 長】

それでは本日の総会を終わります。来月の総会は令和8年6月26日金曜日13時30分、場所はこの文化会館、部屋が変りますリハーサル室となっています。皆様本日はどうもお疲れさまでした。

〈 閉会の時刻 〉 14 時 45 分